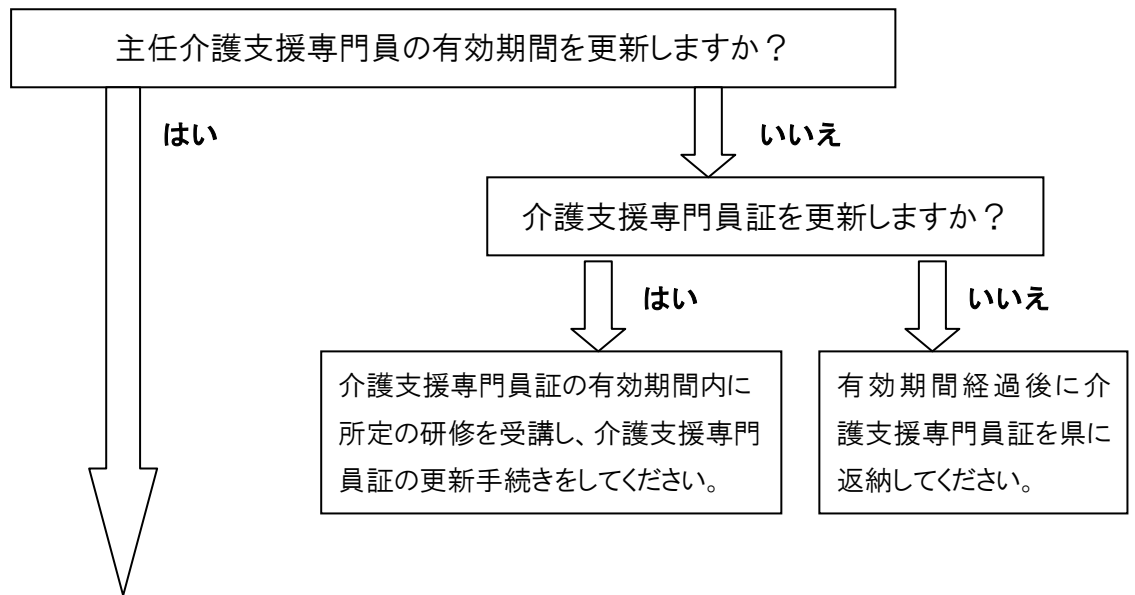


主任介護支援専門員更新研修受講年度フローチャート

平成 28 年度から新設される主任介護支援専門員更新研修は、主任介護支援専門員を取得した年度によって経過措置が設けられています。

また、主任介護支援専門員更新研修の修了者は介護支援専門員更新研修（専門研修課程Ⅱ）の受講が免除されます。

以下のフローチャートをご参照いただき、受講年度の参考としてください。



主任介護支援専門員研修を修了したのはいつですか？		
平成 18～23 年度	平成 24～25 年度	平成 26 年度
平成 28 年度～30 年度のいずれかに主任介護支援専門員更新研修を受講してください。	平成 28 年度～31 年度のいずれかに主任介護支援専門員更新研修を受講してください。	平成 30 年度または 31 年度に主任介護支援専門員更新研修を受講してください。
※平成 30 年度までに介護支援専門員証の有効期間が満了になる方は、有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了することで介護支援専門員証の更新も可能です。	※平成 31 年度までに介護支援専門員証の有効期間が満了になる方は、有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了することで介護支援専門員証の更新も可能です。	※平成 29 年度までに介護支援専門員証の有効期間が満了になる方は、主任の更新前に必ず、介護支援専門員更新研修を修了し、証の更新を行ってください。